



平成 27 年 12 月 28 日

国 土 交 通 省

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令等の制定について ～ナンバープレートの表示義務が明確化されます～

ナンバープレート（自動車登録番号標、車両番号標等）をカバー等で被覆することの禁止のほか、一定の位置・方法において表示しなければならないことを内容とする道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の規定が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、ナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めるため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正するとともに、所要の告示の整備を行いました（別紙 1・2）。

現行の道路運送車両法においても、ナンバープレートは見やすいように表示しなければならないこととされていますが、これらの法令の整備により、平成 28 年 4 月 1 日以降、ナンバープレートについて、カバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、汚れた状態とすること、回転させて表示すること（※）、折り返すこと等が明確に禁止されることとなります。

また、平成 33 年 4 月 1 日以降に初めて登録を受ける自動車等のナンバープレートについては、一定範囲の上下向き・左右向きの角度によらなければならないこと、フレーム・ボルトカバーを取り付ける場合は一定の大きさ以下のものでなければならないこととなります。

※ ナンバープレートを（反）時計回りに回転させることをいう。

問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、山本

連絡先 03-5253-8111(内線 42-119、42-116)

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令及び自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示等について

1. 背景

平成27年6月24日に公布された道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号。以下「改正法」という。）による改正後の道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「改正車両法」という。）により、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標（以下「番号標」という。）について、国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければならないこととしたところ（改正車両法第19条、第36条、第36条の2及び第73条（第97条の3において準用する場合を含む。））。

上記の改正に伴い、番号標の表示すべき位置及び方法等について、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）等について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

（1）道路運送車両法施行規則の一部改正

- a. 番号標の表示の位置は、自動車の前面及び後面（一部の自動車は後面のみ）であつて、番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とすることとする。
- b. 番号標の表示の方法は、次のいずれにも該当するものとすることとする。
 - ①角度その他の表示の方法に関し、告示で定める基準に適合していること。
 - ②告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

（2）自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示の制定

イ 第2条（自動車登録番号標等の表示の位置）

（1） a. の告示で定める位置は、見やすい位置とすることとする。

ロ 第3条（自動車登録番号標等の表示の方法の基準）

（1） b. ①の告示で定める基準は、次に掲げるものとすることとする。

- ①上下向きの角度及び左右向きの角度について一定の範囲内であること。
- ②番号標の左右両端を結ぶ直線が水平であること。
- ③番号標を確実に取り付けること等によって表示していること。

④その他、番号標が折り返されていない等、番号の識別に支障が生じないこと。

ハ 附則 平成33年3月31日以前に登録を受ける自動車等に係る番号標については、ロ①にかかわらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によることができることとする。

(3) 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の制定

イ 本則 (1) b. ②の告示で定める物品は、次の物品とすることとする。

①法令によって取り付けることとされている封印、検査標章等

②自動車登録番号標等に取り付けるフレームのうち、一定の幅以下等のもの

③自動車登録番号標等に取り付けるボルトカバーのうち、一定の直径以下等のもの

ロ 附則 平成33年3月31日以前に登録を受ける自動車等に係る番号標に取り付けるフレーム及びボルトカバーについては、イ②及び③にかかわらず、自動車の運行中番号が判読できる等の基準に適合するものを取り付けることができることとする。

(4) 国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正

(5) 平成七年運輸省告示第四十号（前面の自動車登録番号標又は臨時運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車）の一部改正

(1)の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

3. スケジュール

公 布 : 平成27年12月28日

施 行 : 平成28年4月1日

ナンバープレートの表示に係る新基準について

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き (※1)	上向き10°～下向き10°	上向き45°～下向き5°	上向き25°～下向き15°	上向き40°～下向き15°
	左右向き (※1)	左向き10°～左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 幅(※2)が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 厚さ(※3)が上部6mm以下(上部の幅が7mm以下の場合には10mm以下)、その他30mm以下 脱落するおそれのないもの 			禁止	
ボルトカバー (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの 厚さが(※3)が9mm以下 脱落するおそれのないもの 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 確実に取り付けられていること 折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 				

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。

(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・告示施行

H28.4.1

リードタイム期間

平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

新基準の全面適用

H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
 第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標の表示の義務)
 第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度
 例: 上10° ~ 下10° (四輪前面)
 左5° ~ 0° (四輪後面)
 上40° ~ 下15° (二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
 例: 左右 幅18.5mm以下、厚さ30mm以下